

佐賀県後期広域連合だより

発行 佐賀県後期高齢者医療広域連合

令和元年 第1号

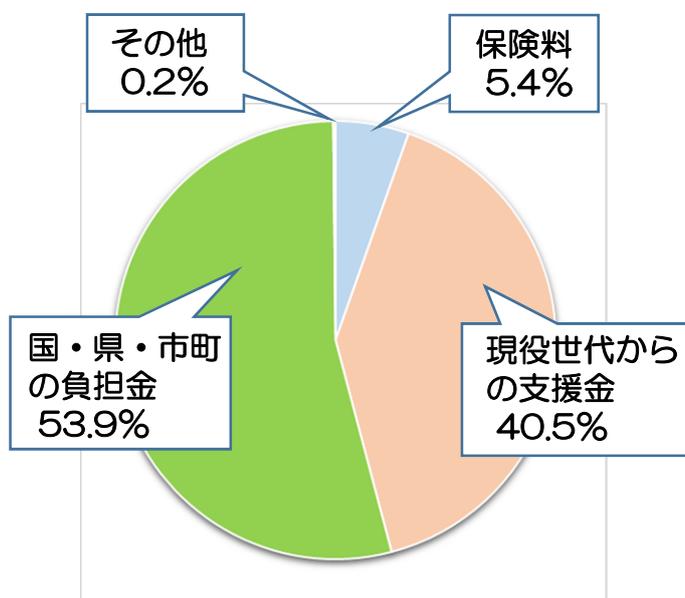
佐賀県の後期高齢者医療の運営状況（平成29年度決算）

医療給付費と財政の状況

平成29年度の医療給付費（医療費から皆様が支払われる一部負担金を除いたもの）の総額は1,207億円で、前年度の1,194億円から13億円増加しました。

この財源には、皆様が納められた保険料65億円、国・県・市町の負担金651億円のほか、現役世代からの支援金489億円などが充てられています。

区分	金額	構成割合
保険料	65億円	5.4%
現役世代からの支援金	489億円	40.5%
国・県・市町の負担金	651億円	53.9%
その他	2億円	0.2%
合計	1,207億円	100%



平成29年度の佐賀県の後期高齢者一人当たりの医療費

平成29年度の医療費の総額は1,314億円で、一人当たりの医療費は約107万円でした。これは、全国の平均額よりも約13万円高くなっており、全国で5番目（平成28年度）の水準となっています。

医療費の増加は、皆様の保険料の増加につながります。一人ひとりが健康管理に努めていただき、医療費の削減にご協力をお願いします。

区分	佐賀県	全国
医療費	1,314億円	160,248億円
被保険者数	122,428人	16,963,337人
1人当たり医療費	約107万円	約94万円

令和元年度の保険料

保険料は、被保険者1人当たりいくらと決められる「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{佐賀県の保険料} \\ \hline \left(\begin{array}{c} \text{賦課限度額} \\ \text{62万円} \end{array} \right) \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \\ \hline \text{51,800円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{被保険者に係る} \\ \text{基礎控除後の} \\ \text{総所得金額等} \times 9.88\% \\ \hline \end{array}$$

※保険料は2年ごとに改定されます。次回は令和2年4月の予定です。

◆所得の低い方の軽減措置

<均等割>

世帯の所得状況に応じて下記の通り均等割額が軽減されます。

本来7割軽減の対象の方には、これまで特例として軽減が上乘せ（8.5割、9割）されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われます。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本来の軽減	元年度	2年度	3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割	
33万円+28万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+51万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

※ 軽減特例の見直しについて

これまで9割軽減の対象であった方

令和元年度は8割軽減となります。また、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります。（ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績等に応じて異なります。）

これまで8.5割軽減の対象であった方

年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り8.5割軽減に据え置かれます。

◆ 被扶養者であった方の軽減措置

被保険者の資格を得た日の前日まで健保組合、船員保険、共済組合などの被扶養者だった方は、保険料の軽減措置が適用されます。

< 所得割 >

所得割は賦課されません。

< 均等割 >

資格取得後2年間（24か月間）に限り、均等割額が5割軽減されます。

● 平成28年度以前から軽減を受けている方

平成31年度以降、軽減が廃止されます。

● 平成29年度以降、軽減を受けている方

資格取得後2年間（24か月間）に限り、均等割額が5割軽減されます。

※ 所得の低い方の軽減措置に該当する場合、軽減割合の大きい方が適用されます。

健康診査で健康チェック

健康診査の結果は、“からだの中に起きていること”を伝えてくれます。いきいき元気に暮らすため、年に1回、健康診査を受診して、健康管理に努めましょう。

健康診査の内容は？

問診、身体測定（身長、体重等）、血液測定、尿検査（糖、蛋白）、血液検査（血糖、脂質、肝機能）を実施します。

日程や場所は？

市町によって、健診時期や場所、受診方法が異なります。お住まいの市町の担当窓口へお問い合わせください。

費用はかかるの？

年に1回、**無料**で受診いただけます。

※ 2回目以降は自己負担となります。



76歳歯科健診「歯(し)あわせ健診」を受診しましょう

広域連合では、令和元年度中に76歳になる後期高齢者医療被保険者の方を対象とした歯科健診を実施します。この機会にぜひ受診してください。

対象者

- ・令和元年度に76歳になり、受診日時点で佐賀県在住の後期高齢者医療被保険者の方
生年月日 … 昭和18年4月1日から昭和19年3月31日生
- ・平成30年度に県外から転入し年度末までに76歳になった方

※ 対象の方には、5月下旬に受診券等をお送りします。

実施期間

令和2年3月31日まで

受診場所

一般社団法人佐賀県歯科医師会に所属する歯科医院

受診方法

ご希望の歯科医院に電話でご予約の上、広域連合から送付された受診券・問診票、保険証、入れ歯、お薬手帳を持って受診してください。

受診費用

無料（1回のみ）

※ 健診受診後に行われる治療については有料となります。

柔道整復師の施術について

柔道整復師（整骨院や接骨院など）の施術に健康保険が使えるのは、一定の条件を満たす場合に限りされています。保険適用が認められない場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

○ 健康保険が適用されるもの

- ・ 打撲
- ・ ねんざ
- ・ 挫傷（肉離れ等）
- ・ 骨折（※緊急時以外は医師の同意が必要）

× 健康保険が適用されないもの

- ・ 日常生活の中の単なる筋肉疲労や肩こり
- ・ 神経痛（リウマチ、慢性関節炎など）
- ・ 加齢による腰痛や五十肩の痛み
- ・ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ・ 保険医療機関で治療中のもの

⇒全額自己負担となります。



ジェネリック医薬品をご存じですか？

ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売される「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、**先発医薬品と同等の効き目がある**」と認められた医薬品です。

ジェネリック医薬品のメリットは？

既に有効性や安全性について先発医薬品で確認されていることから開発期間やコストを大幅に抑えられ、一般的に薬の値段も安くなっており、被保険者の皆様の**負担が軽くなります**。

さらに、自己負担分を除いた薬代は、医療保険から支払われているため、薬代の削減によって医療保険からの支払い額も抑えることにもなり、**保険料の増加抑制**につながります。

ジェネリック医薬品に切り替えるには？

すべての先発医薬品にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療の内容によってはジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。

切り替えを希望する場合は、医師や薬剤師に相談してください。

【お問い合わせ】 佐賀県後期高齢者医療広域連合

〒840-0201

佐賀県佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3階

電話：0952-64-8476 ファックス：0952-62-0150